

〈紹介〉

ニチアスの知的財産活動

研究開発本部 知的財産室

1. はじめに

知的財産とは、特許、商標などをいい、その権利（知的財産権）は法的に認められた独占権です。知的財産権に絡む訴訟がニュースなどでも頻繁に報道されるようになり、社会の関心もますます高くなってきています。弊社においても、知的財産権は事業活動を行うにあたって非常に重要なものと位置づけており、日々の事業運営に取り込んだ活動を展開しています。本稿では、弊社の知的財産活動について紹介します。

2. 信頼の証としての「トンボ」マーク

弊社は明治29年の会社設立当初より、製品開発により生まれた技術の特許出願により権利化する活動や（表1）、製品に使用するマークについて、マークが持つ機能（品質保証機能、出所表示機能、自他商品識別機能）を大切に守りブランドとして育ててきました。

弊社のブランドシンボルは「トンボ」です。トンボのマークは大正12年にはじめて商標として登録され、以来数度の変更を経て「断つ・保つ」の技術の象徴として育んできました（図1）。

表1 設立から戦前までの特許、実用新案の出願状況

時期	特許	実用新案
明治	4	5
大正	7	9
～昭和15年	7	23



図1 商標の変遷

トンボの由来については、残念ながら今となってははっきりとしたことはわかっていませんが、トンボが奈良時代に「あきず」（平安時代以降は「あきつ」ともいわれた）といい、一方で、わが国日本国は「あきずしま」（秋洲島、秋津島など）と表現されており、トンボがわが国日本を意味したということ、またトンボは雄略天皇が狩をされたとき、天皇の腕にかみついた「虻」（あぶ）を「蜻蛉」（あきづ）が捕まえて食べたことから「勝虫」として勝利の証、縁起の良いものともされ、これらがあわさって商標となったといわれています。

現在のデザインは「未来を見つめ、来る未来へと続く弊社の将来をうらなうもの」として、1981年（昭和56年）に制定されました。

このように弊社とともに羽ばたき、時代とともに歩んできたトンボマークは、お客さまに信頼されるブランドとして定着してまいりました。

万が一トンボマークを模倣した粗悪品が市場に流通した場合、とりもなおさずお客さまに被害が及ぶことになるため、弊社では、お客さまに安心して製品をお使いいただけるように日本国内のみならず、世界各国でトンボのマークの保護に力を入れています。

3. ニチアスの知的財産活動

3.1 知的財産室の概要

弊社には、ブランドの維持、新規開発製品の特許出願など知的財産活動を推進する組織として知的財産室が設置されています。当室は、研究開発本部に属しており、研究開発と知的財産活動の円滑な連携を図っています。

また、弊社は5つの事業本部を擁しますが、室員は各事業本部担当制を取っており、一人の室員が担当事業本部の特許調査から出願、管理まで知的財産に関する全ての業務を担当しています。これにより、各事業本部の技術に精通し、また事業に深く入り込んだ密度の濃い活動を行える組織体制となっています。さらに、個々の室員は商標、特許、契約といった専門領域に精通しており、複雑な案件に対しては、各専門領域を持ったものどうしで連携し対応することで課題解決を図る体制も組まれています。

3.2 事業化を意識した研究開発と知的財産活動の連携

当室は研究開発のテーマ設定時よりプロジェクトに参画し、開発当事者のみならず、当室のエキスパートによる調査分析結果をふまえ開発に障害となる出願、特許権を確認することで、無駄のない効率的な研究開発を支援しています。

また基本技術の権利化後も改良、応用技術で他に権利化されてしまうと事業の実施が阻害されてしまう恐れがあるため、各テーマの進捗に

応じて特許調査を行い、その結果を開発担当者と共に技術の差別化を図っています。これにより、テーマの進捗に応じて基本技術、改良技術、応用技術、事業化に必要な権利を時系列的に特許群として形成しています。

3.3 事業戦略に沿った知的財産活動の推進

弊社が扱う事業は多岐にわたり、かつその品種も多いため競合他社も多数存在します。

そのような中、当室では競合他社の製品との差別化を図るとともに、自社製品技術を保護するために、関連技術の動向変化、関連製品のトレンドなどを把握し、特許出願の内容、特許権の権利範囲についてそれらの情報を踏まえて各事業本部と協議して絶えず見直しを行う場を定期的に設けています。

加えてその場に研究開発部門も交えて一緒に協議することで事業戦略に沿った開発活動の推進、見直しを行い、その結果を特許出願、権利範囲に迅速に反映させています。

以上のような研究開発、製品開発に密接に関与した当室の知的財産活動は、他社と差別化された技術を生み出すための環境を作り、市場価値の高い製品を作り出す源になっています。

このような活動は、お客さまに満足いただける製品をお届けすることにつながるものと考えています。

3.4 弊社権利に対する侵害への対応

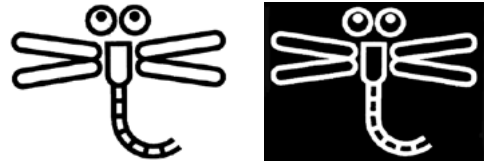
弊社は前述のように創業以来知的財産に関して関心をもち、その意味を大切にしてきました。そのため、事業活動を行うにあたり他社の特許権を尊重し、権利侵害のないよう慎重に行動しています。

それと同時に弊社の権利を侵害するものに対してはその侵害を排除するため厳正な対応を行っています。たとえばトンボマークの模倣から生じる製品の信用毀損の防止や、弊社製品の模倣品（ニセモノ、コピー品）排除のため、時には自社保有の高度な分析技術を駆使して詳細な成分分析を行うなどし、正確な証拠をもとに権利侵害に対応しています。

4. おわりに

グローバル化の進展などにより企業にとって知的財産権が今後ますます重要なものになっていくことは明かです。企業の知的財産活動は、その性質上自社の権利保護が中心となりますが、われわれ知的財産室はブランドの維持、お客さまのご要望に応じた円滑な製品開発の支援といった、お客さまの利益も意識した活動を行い、安心、安全な製品を送り届けられるように活動していく所存です。これからも「勝虫」であるトンボブランドをご愛顧いただけますようお願いいたします。

幻のトンボマーク？



昭和52年に商標登録されましたが使用された記録がありません。現在のマークへの過渡期のデザインともいえるでしょう。

ガスケットのお悩みは これで解決します！

ガスケット NAVI

※特許出願済

推奨ガスケット検索

流体・温度・圧力を入力すると使用可能なガスケットをすぐに検索できます。

相当品検索

他社メーカーの製品番号から、ニチアスの相当品を検索することができます。



※一部の機種では、本サービスをご利用いただけない場合があります。
※「ガスケットナビ」はニチアス株の登録商標です。

